

# 経済建設委員会会議録

令和元年6月4日(火)  
(開会) 10:06  
(閉会) 12:18

## 【 案 件 】

1. 所管事務の調査について
  - (1) 経済部
  - (2) 都市建設部
  - (3) 企業局

## 【 報告事項 】

1. オートレース第34期選手候補生について (公営競技事業所)
2. オートレース場走路改修の延期について (公営競技事業所)
3. 米国サニーベール市の来飯について (国際政策課)
4. アジア経済交流推進事業(タイ・ベトナム)について (国際政策課)
5. 市所有「鉱業権(山倉・綱分地区)」の取り扱いについて (商工観光課)
6. 市道管理上における車両損傷事故について (土木管理課)
7. 市道上における車両損傷事故について (穂波支所経済建設課)
8. 市道上における人身事故について (庄内支所経済建設課)
9. 「第二次行財政改革後期実施計画」の策定について (総合政策課)
10. 飯塚市普通会計財政見通しについて (財政課)

---

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

所管事務調査に係る資料については、事前に配付しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。

今回の所管事務の調査については、経済建設委員会の所管する各部課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするものですので、質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において内容を限定した上で、調査要求をしていただきますようご協力をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、本調査の趣旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。

初めに、経済部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております3ページ、「包括的民間委託の執行管理に関して」、道祖委員の質疑を許します。

## ○道祖委員

その1資料いただいた中でその1で、公営競技事業についてですけれども、包括的民間委託についてお尋ねいたしますが、平成27年度より日本トーター株式会社に民間委託して今日来ておりますけれども、資料によりますと、民間委託されて5年間、売上高は増加してきてると思っておりますけれども、間違いのないかをまず確認いたします。

## ○公営競技事業所副所長

資料に提示させていただいておりますとおり、売り上げが増加しております。

## ○道祖委員

それとともに、来年の3月にこのトーターとの民間委託契約は、切れるわけですが、今日まで日本トーターが自前で、市の費用じゃなくて、自前で設備改善をしてきたと思いますけど、設備投資等にどれぐらい金かけてきたのかお尋ねします。

○公営競技事業所副所長

日本トーターが実施しました大規模な改修につきましては、ロイヤルスタンドの改修や、CSシアターの改修などを行っております、約3億2100万円の施設整備としております。

○道祖委員

27年にこの民間委託したときに、日本トーターと写真判定か何かそういう企業だったと思いますが、何者かがエントリーして、そして結果として、日本トーターに決まったと思いますが、そのときの決定した内容についてはおわかりになりますかね。

結局、たしか3者が公募をしてきたと思うんですよね。応募してきたと思うんです、記憶では。まず、最低でも2者あって、そして結果として日本トーターがよかろうということで民間委託したわけです。悪いところ民間委託するわけない。そうでしょ、行政としては。そのことを考えますと、今日まで5年間、日本トーターは、今お尋ねしたように設備改善を市の費用ではなくて、自前の費用で設備改善にも取り組んできており、なおかつ売り上げも伸ばしてきてると。利益も出てきているという状態をみますと、今後どうするのかということなんです。今後、来年の3月で5年間が過ぎるわけですが、改めて民間委託についての公募という形をとっていくのかどうか。私は前々から言っているように、働く人たちの立場から考えると、民間委託でやれるという実績が出たならば、そこにお任せして、そこに働く人たちの短期雇用じゃなくて長期雇用を求めていくべきだと思うんです。そこに働く人たちはやはり生活設計があるわけです。短期雇用で生活設計は難しい点があります。やはり長くここ、一つの場所で働けるという保証があるところで生活設計をしていくんだと思うんです。私たち働く人たちは、私自身もそういうような、雇用契約の中で生きてきましたので、そういうことを考えますと、私は、今後、日本トーターにまた雇用契約を結ぶべきだと個人的には考えております。市はいろいろな立場があると思いますが、あなた方は今後どうやって新たな民間委託をする場合に、何を基準として委託しようと考えておられるのか、考え方があるならお示しいただきたい。

○公営競技事業所副所長

委員がご指摘のとおり、今年度が委託契約の最終年度となっております。平成27年度の委託後は、売り上げが順調に伸び、収益が確保され、累積赤字も解消してきておりますので、来年度以降も包括的民間委託を実施したいと考えております。

○道祖委員

今の答弁ですけど、私は日本トーターにお任せするのは良いんじゃないかと思ってるということですが、改めて言わせていただきます。実績は出てますからね。それと長期雇用のことを労働者、そこに働いている人たちのことを考えますと、ぜひその点を考慮して、民間委託に取り組んでいただきたいと思っております。これは意見として述べさせていただきます。

それと、続きまして、委員長、続いて質問いたしますけど、耐震の問題とかいろいろあって、施設の管理改善に対する考え方、計画はどのように今後なっていっておられるのか、確認させていただきますと思います。

○公営競技事業所副所長

飯塚オートレース場は入場者の減少が続き、施設規模が過大となっているとともに、施設設備の老朽化が進んでいるという課題を抱えております。入場者数の減少や老朽化対策で第2特別観覧席の閉鎖や発売所の廃止など、お客様の動線に配慮しながらコンパクト化を進めてきましたが、平成27年度に実施しました耐震診断を受け、施設設備について抜本的な改善が必要となっております、昨年度から今年度にかけて、基本計画を含めた設計業務委託に取りかかっております。お客様の動線に配慮したよりコンパクトで効率的な施設となるよう設計を

進めているところでございます。

○道祖委員

昨年度から今年度にかけて基本計画を含めて、施設の改修計画の設計委託業務が進められておるわけですが、ということは、来年の3月にはできあがると、遅くとも。それから工事にかかって完成は大体いつごろをめどとして考えておるのか、お尋ねいたします。

○公営競技事業所副所長

施設整備につきましては、既存施設の解体など、オートレースを開催しながら整備してまいりますので、着工からおおむね3年程度はかかるのではないかと考えております。

設計業務につきましては、今年度で終了いたしますが、整備工事の着手時期につきましては、工事に際してオートレースを開催しない期間が一定程度必要となりますことから、オートレースの開催日程を各オートレース場と調整しまして、工事着手時期を設定してまいります。

○道祖委員

どういうやり方で改修していくかだと思うんですけど、現状の施設を稼働しながら新しい建物を建てていくのか、それによって全然ものの考え方が違ってくるんですよ。というのは本場を休みにしてしまいますと、そこに勤めてる人たちが、働いてる人たちが、働く期間が短くなる、工事期間中休まなくちゃいけないとかいうことが発生しないような配慮をぜひしていただきたいと思っております。おおむね3年ということは理解いたしますけれど、やり方については、今言ったように工夫をして、売り上げは確保しながら、そしてそこに働く人たちの生活保障もしながら、取り組んでいただきたいと思っておりますので、そのことをお願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に10ページ、12ページの「工業団地に関して」、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

質疑通告に書いておりますように遊休地のことですが、工業団地に関しては、資料によりますと分譲可能な工業団地は残り2区画となっておりますけれど、まず、その点確認いたします。

○産学振興課長

工業団地は小藤工業団地と飯塚リサーチパークの2カ所となります。

○道祖委員

その2カ所の土地の広さですけど、そんなに広くないですよ。まずその確認をいたします。

○産学振興課長

小藤工業団地につきましては1万6127平方メートル、飯塚リサーチパークにつきましては3342平方メートルと、企業誘致の工場立地の場所としてはそんなに広いほうではないという認識を持っております。

○道祖委員

まず、ちょっとごめんなさい。古い人間なもので、坪数で言っ。

○産学振興課長

小藤工業団地につきましては約4900坪、飯塚リサーチパークにつきましては約千坪でございます。

○道祖委員

工業団地としてはそんなに広くないということですよ、坪数で見ますと。それで、企業からの問い合わせ、新設したい旨の相談等がどれぐらいあっておるのか。その内容的にはこの土地がオーダーに対して適当なのかどうか、そういうところはどうなってます。

○産学振興課長

工業団地に関する問い合わせにつきましては4月以降、4件の問い合わせがあり、うち2件

は福岡県企業立地課から、2件は民間の方からの問い合わせとなっております。その対応といたしまして、分譲可能なこの2カ所の工業団地をご紹介いたしました。面積が狭小とのことでいずれも問い合わせのみで、現地をご案内するなどの具体的な動きには至っておりません。

#### ○道祖委員

結果として狭いと。小さいということですよ。だから、企業誘致の取り組み方を今後どうするかという話になってしまうんですよ。たしか3月の議会では、企業誘致向けの工業団地をつくる、もしくはその空き地バンクをつくるということで特に取り組むように要望いたしましたけれど、宮若市では、早速もう新聞の記事に出ておりましたでしょ。企業誘致用の空き地バンクに取り組むんだということをもう市として発表されておりましたよね。だから、飯塚市おくれてるんですよ、はっきり言って。あそこの新聞を読む限りでは、西日本新聞の記事によると、手持ちの工業団地がなくなったから、そういう取り組みにするということらしいですね。そしてなおかつ、適地として調べた結果、ある程度の土地があるからそれを県に要望して造成してもらおうというようなことも新聞報道されてましたよね。県がしてくれるかどうかは別ですけどね。宮若市ではそういう取り組みをやってるということはあるわけです。じゃあ飯塚市は今後どうするんですかということなんです。その点を、お考えをお示しいただきたいと思えます。

#### ○産学振興課長

工業団地につきましては4件の問い合わせ、いずれも面積が狭小とのことで具体的な動きにまで至っておりません。このようなことから、今後、立地場所や規模など、進出をご検討される企業の皆様の多様なニーズにお応えしていけるよう、企業誘致の適地に関する情報を広く集めてまいりたいと考えております。

民有地も含め、質問議員より、以前からご提案がございましたいわゆる企業誘致版の空き地バンクの創設を、今年度中に進めてまいります。

#### ○道祖委員

今質問しながら思ったことは、県の企業立地課のほうから問い合わせが2件あったということでしょう。それは、県からこちらに問い合わせがあったということは、県は情報として、飯塚市には2者紹介したけどそれ以上の問い合わせは県にあってるんじゃないんでしょうかね。独自に民間から2つあるということが、意外と、ちょっと景気が減速してるとは言いながら、やっぱり企業いろいろ考えることはあるんでしょう。進出意欲はまだあるというふうに考えられるでしょう。その辺は県に、工業団地が小さいところしかないけど、これに合う土地、この土地に合う企業を世話してくれという分とともに、県にそれと、どれぐらいの土地がオーダーとしてあるのか確認して、先ほど答弁ありましたように、本年度中につくるということですが、できるだけ急いで、関係各所と打ち合わせしながら取り組んでいただかないと。現に問い合わせがあって逃がしてるんですからね。もったいないと思えますよ。その取り組みを早急にやっていただきますようお願いいたします。この質問を終わります。

#### ○委員長

続きまして、「産業振興ビジョンの推進について」、城丸委員に質疑を許します。

#### ○城丸委員

10ページになりますけど、10ページの「産業振興ビジョンの推進」というところなんですけど、これでe-zukaトライバレー構想の第3ステージが平成29年度で終期を迎え、産学官関係者による飯塚市中小企業円卓会議において、本市の今後5年間に向けた方向性、目標、アクションプランについて審議し、これからこれでいくんだというようなことが書いてありますけど、ここに以前、一般質問だったですか何かしたときに、この第4ステージ、トライバレー構想の第4ステージはどうなるのかというような質問をしたときに、今度は中小企業の振興とか農業の振興とか、そういうふうにやりますということでしたか答弁いただいたと思

ますけど、この中にはもうトライバレー構想という、円卓会議ですか、これがあって中小企業振興ビジョン、これがトライバレー構想ということが何も出てこないんで、このトライバレー構想というのはもう終息したのかということと、トライバレー構想がどっかに含まれてるのかということをお聞きしたいと思います。

○産学振興課長

e-zukaトライバレー構想は、産学官の連携による情報関連産業の集積や大学力を生かした地域経済の活性化を目指し、平成15年度から平成29年度の15年間、取り組んでまいりました本市の新産業創出ビジョンでございます。このトライバレー構想の流れを酌みつつ、平成30年3月に飯塚市産業振興ビジョンを策定いたしております。トライバレー構想におきまして実施してまいりました新技術新製品開発支援や販路開拓事業、産学官交流事業は、現在も継続して実施しており、今後も産業振興ビジョンに基づき、中小企業振興施策を総合的に実施するとともに、トライバレー構想の取り組みを引き継ぎながら、産学連携やIT企業の集積にも力を入れてまいりたいと考えております。

○城丸委員

今、ご答弁になりましたトライバレー構想の流れを酌みつつとか、トライバレー構想の取り組みを引き継ぎながらということなんで、トライバレー構想ということはもうないと。このトライバレー、今ここ副市長おられますけど、トライバレーというのは、産学官のトライアングルと、日本のシリコンバレーにしようとか、それとトライしていこうと、挑戦していこうとすることでトライバレーという名前が非常にいい名前だと思うんですがね。それが消えていくと。なくなっていくということなんで非常に寂しいんですけど、いろんな成功事例もありまして、この前もテレビでトライアートというベンチャーの紹介があつてましたけど、非常にいろんな成功事例も出てきてる中で、それは引き継いでいくということですからいいんですけど、非常に私としてはトライバレーという名前が消えるのは寂しいかなという思いです。それでは円卓会議というのが今出てきましたけど、この構成員は、メンバーはどんなふうになってますでしょうか。

○産学振興課長

飯塚市中小企業振興円卓会議につきましては、飯塚市中小企業振興基本条例第12条第1項の規定に基づき設置する、中小企業振興施策について審議、及び調査、研究を行う本市の附属機関となります。この構成員につきましては、大学関係者、産業支援機関、経済団体から推薦を受けた者など15名で構成し、会議には九州経済産業局や福岡県からオブザーバーとして出席いただいております。

○城丸委員

それではもう一つ出てきました「産業振興ビジョン」というのがありますけど、これはどういうものでしょう。

○産学振興課長

平成30年3月に策定いたしました飯塚市産業振興ビジョンにつきましては、「挑戦する人とともに未来をつくる」をコンセプトに掲げ、飯塚市中小企業振興基本条例に基づき、従来からの情報関連産業や研究開発型企业に加え、商業などの幅広い産業を対象としまして、中小企業振興施策を総合的に実施する本市産業施策の基本的方針となります。飯塚を担う人づくり、成長する会社づくり、新しい会社づくりの3つの方針をもって、平成30年度から令和4年までの5年間、事業を進めているところでございます。

○城丸委員

今話を聞きますと、どっちかというトライバレー構想っていうとIT関係に特化したやつだったと思いますけど、具体的にトライバレー構想との違いというのがあるんでしょうか。

○産学振興課長

e-zukaトライバレー構想は、委員ご指摘のとおり、IT企業、それから、研究開発型企業など産学官の連携による取り組み、それから、新しい企業ということで創業支援などを進め、平成16年には産学官連携推進会議において経済産業大臣賞を受賞するなど、全国的に高い評価をいただきました。産業振興ビジョンにつきましては、中小企業振興施策を総合的に実施するものであり、商業や6次産業等も対象といたしまして、販路開拓や新製品の開発支援などの事業を進めるものでございまして、この点が大きな違いになるかと思っております。

○城丸委員

今大きな違いの中の一つに6次産業化というのがある。これ私が農業関係の質問の中で、非常に有効、これからの農業の施策としては非常に有効なものであるということで質問したと思っておりますけど、この6次産業について、今まで取り組みがあったら、これから先の考えでもいいんですけど、そういうのがあったら教えてください。

○商工観光課長

飯塚市におきましては、平成29年度には女性をターゲットとした日本酒「ボン デクリック」そして30年度には子育てママ世代をターゲットとした「ひだまり農家のリゾート」及び「ドライベジ」というふうな形で、その商品開発を進めておったところでございます。飯塚市の観光振興基本計画にも、また今回の商品開発にも一つのコンセプトがございまして、「つなぐ・つなげる・つながる。」というふうなコンセプトがございまして、この部分を引き続き進めてまいりたいと思っておりますが、2020年度まで一応6品目という目標を掲げ、この事業を進めております。現在のところ、そういう状況でございます。

○城丸委員

このお酒をつくるというときに、酒づくりでもないところに何で酒かという質問をしたと思っておりますけど、スイーツにあうお酒とそして、リゾートですけど、子育てを助けるリゾート、何でリゾートかという質問をやっぱりしないといかんとかなと思うんですけど、ただ、6次産業をちょっと誤解してるんじゃないかと思うんですね。お酒、米つくって、酒つくり依頼して、そしてそれ販売して6次産業ではないですよ。自分のところでつくらないといかんですよ。加工、要するに、2次の分も自分でするのが6次産業ですよ。ちょっと勘違いしてるんじゃないかと思っておりますけど。そういう農産品を使ってということなんで、これからのそれを見ていこうと思っております。以上で質問を終わります。

○委員長

続きまして、資料16、17ページの「観光開発計画に関して」、城丸委員に質疑を許します。

○城丸委員

以前の質問の中で、ちょうど八木山バイパスが無料になるときに質問したんですけど、八木山の過疎化、八木山地区に車が通らなくなりますので、過疎化するんじゃないかと。バスも通らなくなってますんでね。何か考えないかんのやないかということで質問しましたところ、そのときの企画調整部長だったと思っておりますけど、企画調整部長が、これからのいろいろ考えていきたいということで答弁されたと思うんですけど、御存じのとおり八木山地区は今、桜を川の土手に沿ってずっと植えて、かなり大きくなって、ことしも行きましたけど、結構見学者が多くて、土手も舗装されて、駐車場も用意されて結構よかったと思うんですけど、この中を17ページのこれを見る限り、八木山という言葉が1個も、八木山の「や」の字も出てこないんで、忘れられているんじゃないかということで、ちょっとお聞きしますけど、八木山の観光開発についてはどうなってますでしょうか。

○商工観光課長

観光振興につきまして、平成30年9月に策定しました「第2次飯塚市観光振興基本計画」に基づき、現在その施策に取り組んでいるところでございます。今、質問議員が質問いただい

ております件につきましては、観光振興にかかる項目が非常に多ございまして、今回の所管事務調査の記載のところには具体的な内容をお示しできておりません。ですが、観光振興基本計画の中で、飯塚市の主な観光資源として、自然、温泉をテーマとした八木山花木園や八木山溪流公園、龍王山や桜の名所などとしてその記載をし、今後は隣接地帯との連携による広域的観光周遊ルートの構築も含め、この観光資源を十分に活用した取り組みを検討することとしております。

○城丸委員

ここの記載にはないけど、ちゃんと考えてやっておりますよということでもよろしいですかね。それで、この八木山地区の振興についてはこの前の質問のときにもいろいろ質問をして、いろんなことをやるということでも答弁をいただいたんですけど、その後の進捗状況はどうなってます。

○商工観光課長

八木山地区の観光振興につきましては、地元住民の方々を中心とした取り組みが行われておりまして、市としましては、課題となる公共施設の利用や、民間所有地などの借用等を図る上で、所有者等の橋渡しや、協働した支援に取り組んでいるところでございます。

○城丸委員

今、協働した支援ということでも言われましたけど、具体的にはどういう取り組みをされたんです。

○商工観光課長

平成30年度につきましては、地域代表者を含んだ任意団体であります八木山環境保全委員会からの申し出により、八木山花木園等の案内を含んだ八木山観光案内看板を地域のご意見をいただきながら、看板のリニューアルを行ったところでございます。また、しだれ桜などの観光資源を周遊するため、来観者の駐車場が不足するなどの声につきまして、民間所有者等による地域貢献に促した空き地の借用について、八木山環境保全委員会との協働により、駐車場の確保などに努め、その対策を実施しております。

○城丸委員

初めにも言いましたが、八木山環境保全委員会、名前出てきましたけども、八木山地区は非常に地域コミュニティの強いところで、桜も何千本やっただですかね。ちょっと忘れちゃったけど、全部自分たちで植えたり、それと花木園の整備もずっとされておって、学校も八木山小学校を中心に、子ども相撲とか獅子舞とか、いろんなことを地域で一緒になってされております。今、答弁にありましたように八木山地区の今度の桜の件につきましては、課長言われましたけど、経済部のお骨折りで駐車場が借りられるようになったという経過もあります。ただ、まだ実際行ってみたら、桜まつりとか行って行ってみたら、市の職員がおるわけでもない、地域の人がおるわけでもない、ただ農楽園が勝手にやってみたいなところがあったんで、これはちょっともったいないなと。地域は一生懸命になってる割には、市もついてないなという感じがしましたんで、これからのそういう地域と一体となった観光開発というか、観光に向けての取り組みをよろしく願いしてこの質問を終わります。

○委員長

次に、資料20ページの「農地バンク法改正について」、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

日本農業新聞とかそういうのを見てもみますと、今、農地バンクは農地中間管理機構、これの法の改正というのがあってるようです。以前にも質問しましたが、これからの飯塚の農業というか、日本の農業なんでしょうけど、農業者の高齢化によって、その担い手が不足していると。それと農業所得の増大と、それと、そういう担い手不足による耕作放棄地の増大というようなことでいろんな問題があるんですけど、そういう問題の中で、そういう農地を集積して、

担い手に任せようという取り組み、今非常に有効であると思いますし、今後も続けていかないかと思えますけど、今まであった農地中間管理機構、要するに農地バンクは、貸す対象は、非常に大きなイオンアグリとかJRファームとかいうその大きなやつに貸そうという取り組みだったと思うんですよね。そこで、法改正があって、もうちょっとわかりやすい取り組みやすい方法にしようということで法改正があったと思うんですけど、その内容について、まず教えてください。

○農林振興課長

ただいま委員申されますとおり、平成30年11月に、国において農地中間管理事業の5年後見直し等についてを取りまとめ、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進させることを理由としまして、平成31年通常国会に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案が提出され、今月17日に衆議院本会議で可決、成立しております。今回の見直しの主なポイントといたしましては4つございまして、1つ目は、地域における農業者等による協議の場の実質化、こちらは人と農地の問題を解決するための未来設計図である人・農地プランが全国的に見ましても十分機能しているとは言いがたいことに起因しているものと思われまます。2つ目は、農地中間管理機構の仕組みの改善で、こちらは機構を利用して農地の賃借についての手続を簡素化することとなり、受け手の手間を軽減することが目的となっております。3つ目が、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化で、農地利用集積円滑化事業について、中間管理事業に統合を一本化することとなります。最後に、担い手の確保等に向けた措置といたしまして、認定農業者制度についての新たな措置の創設、青年等就農資金の償還期限の延長、農用地利用規程における新たな仕組みの創設、農地転用の不許可要件の追加の4つとなっております。

ただいま答弁の中で衆議院と申しましたが、5月17日に参議院本会議で可決成立しております。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○城丸委員

今課長がちょっと難しくいろいろ言われましたけど、結局はやっぱり使い勝手が悪かったんですね。それでやっぱり農地を、要は自分がもうできなくなって農地を貸したい人たち結構いっぱいいるんですよね。でも顔の見えない相手に貸すというのは非常に不安がある。自分の農地がどうなってしまうのかなとか不安があるんで、なかなか踏み切れないというところがあって、農業委員会の小作契約というんですかね、あっちのほうは多いのに、農地バンクのほうに来るやつは少ないと。農地集約化事業というのは飯塚はないと、ほとんどないと思いますんで。それで今、人・農地プランのことも言われましたけど、今後この法改正に伴って、どういうふうに飯塚の農業の振興に努めていくかということをお聞きしたいと思います。

○農林振興課長

法改正が進んでおりますけども、今日現在、市町村担当者レベルでの説明会等がまだ開催されておられませんので、今後どのような形で現状の事務と異なってくるのか定かではございませんけども、農地中間管理機構、農地バンクの見直しに伴う法改正では、農地の集積集約化の停滞打開のため、人・農地プランの充実が具体策に位置づけられておりますので、農業者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地、遊休地の拡大など、人と農地の重要な問題について、地域を含め、十分に協議を行い、地域ごとの問題点を整理することで、人と農地の問題を解決するための未来設計図である人・農地プランの地域に合ったプランの見直しを検討し、地域の中心となる個人、法人、集落営農組織などの経営団体に農地の集積を行っていく必要があるというふうに考えております。今後も国県の動向を注視しながら、JAや農業委員会など関係団体と協力をしながら、引き続き本市の農業振興に努めてまいりたいと考えております。

○城丸委員

やっぱりこれからの農業の問題というのは、非常に日本でも大きな問題だと思うんですよね。



御存じの方もありますが、環境保全の直接払いとか、そういうやっぱり大きなお金を使って、そういう、農地農業守っていこうという国の動きもあります。それは、農業を守る、農地を守るというだけじゃなくて、環境を保全していこうというのもありまして、田んぼダムとか言われるように、そういう治水の役割も果たしております。だから、農業、農地を守るというのは非常にやっぱり大きな問題だと考えております。その中の一環として農業者の高齢化というのがどんどん進んでいく中で、やっぱり農地だけ集約して、それを担い手に任せていくという方法は非常に有効な方法だと思いますので、これから貸しやすいように、借りやすいように、そういう施策をお願いしたいということで質問を終わります。

○委員長

続きまして資料24ページ、農地の転用の状況について平山委員に質疑を許します。

○平山委員

農地は幾つかの区分に分かれています、どのような区分に分かれていますか。教えてください。

○農業委員会事務局長

農地区分におきましては、農地法において、農用地区域内にある農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地と5つの区分に分けられております。

○平山委員

第1種農地とは、農業公共投資、土地改良事業等の対象となった補助金をいっぱい使って立派に整備した農地、集団農地、生産力の高い農地で、例えば20ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地と良好な営農条件を整えている農地です。農地転用は原則は不許可ですが、公共性の高い事業に供される場合等は許可されます。第2種農地とは近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業、公共施設の対象となっていない生産力の低い小団地の農地で、例えば鉄道の駅が500メートル以内にあるなど、市街地化が見込まれる農地または生産性の低い小集団の農地です。周辺のほかの土地が、転用できない場合は許可されます。第3種農地とは、鉄道の駅が300メートル以内にある等の市街地の区域または市街地化の傾向が著しい区域にある農地です。原則許可されます。つまり、市街地に近い農地はどんどん開発していいというような見方であり、私はそういう見方で質問をいたします。

第1種農地とはどのようなものか、そして第1種農地は、転用ができないその理由、どのような形が一団の農地と判断されるのですか。具体的に説明してください。

○農業委員会事務局長

まず第1種農地とはどのようなものかということに対してお答えいたします。第1種農地として判断される要件は3項目ございます。まず、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地が集積された広大な区域に含まれる農地でございます。次に、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であり、農産物の生産活動を行いやすい農地でございます。最後に傾斜、土性その他の自然条件から見て、その近傍の標準的な農地を超える生産を上げることが認められる農地でございます。以上の項目のいずれかに該当する農地が農地法におきまして、第1種農地として位置づけられております。

続きまして、第1種農地は転用できない、その理由についてご説明いたします。第1種農地は、生産性の高い農業の実現という観点から、特に確保・保全することが必要な農地であり、既に一団の農地として集団化した圃場が多く、効率的な農作業を行えるという特性がございます。農地の中でも、特に食糧生産の基盤を担う付加価値の高い土地であることから、農地法におきまして、原則として許可できない農地として位置づけられております。ただし、公共性の高い事業に供される場合や、農業関係施設の用に供される場合など、例外的な場合もございます。

最後に、どのような形が一団の農地と判断されるかにつきましてお答えいたします。農地法におきまして一団の農地とは山林、宅地、河川、高速道路など、そのような農業機械が容易に横断または迂回することができない土地に囲まれ集団的に存在する農地、これを言います。

○平山委員

私の見方とほぼ一致しておると思いますが、第1種農地の土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地、公共投資、土地改良区に、土地改良もしてない公共投資もしてない田ですね。それと、第1種農地が転用できない理由、一団の農地として集団化した圃場が多くですね。効率的な農作業を行えるという特性がある。こちらの農地と、その隣の農地の間には雑種地があります。これが、一団の農地と言えるのか。それに、農業機械が容易に横断または迂回することができない土地に囲まれた集団的に存在する農地、もう横はすぐ市道であります。隣の田んぼはもう今、宅地になっております。その先はもう民家が建っております。駅はすぐその裏にあります。こういうところの地主さんから、飯塚市の農業委員会に、再三、転用できるように相談があっておると思いますが、そのようなことは、相談はあっておるでしょうか。

○農業委員会事務局長

今質問委員言われるようなご相談というのは、実際にお受けはしております。

○平山委員

そういう相談が再三長年続いてあっておる中で、飯塚市の農業委員会としてはどういう見解のもとに、今後、この問題に取り組んでいこうと思っておりますのか、一言、答弁をお願いします。

○農業委員会事務局長

現況、第1種農地として適当ではないのではないかと、そういった農地のご相談事も確かにございます。しかしながら、農地行政におきまして、根幹をなす法令が農地法であります。その農地法におきまして農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることから、農地を農地以外のものにすることを規制することを定めております。繰り返しの答弁となりますが、その中におきまして、第1種農地として位置づけられている農地は、農地の中でも特に食糧生産の基盤を担う付加価値の高い農地であることから、原則としては転用できないこととなっておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○平山委員

私は、この第1種農地と決定したのは飯塚市だと思います。この第1種農地と決定したことは、誤りがあるのではないかと思います。そのような農地については、今後、調査をして、農業委員会として県と協議をしてもらいたい。そして、これは今後うちの委員会で現地調査を行い、きちっとした回答を今後求めたいと思いますけど、その点について答弁をお願いします。

○農業委員会事務局長

農地区分の決定についてでございますが、まずその農地区分の決定、これは相談される方から転用申請の申請をお受けいたしまして、最終的には転用許可権者であります県知事、農地行政担当部署になりますけども、そこにおいて最終的な決定となります。質問委員が言われるような案件につきましては、今後とも継続して、県担当部署と協議を行いたいと考えております。

○平山委員

今後ともこれ調査をしていくということでしょう。これは地元の農業委員会さんも、この地主さんすら本人が第1種農地になるということさえ知らなかった案件なんですよ。そのところをよく踏まえて、今後とも調査をして、県との協議をしていくようによろしく願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、経済部についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 11 : 00

再開 11 : 10

委員会を再開いたします。

次に、都市建設部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています3ページ、「市営住宅の入退去及び使用料に関して」、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

端的に聞きます。あまり長く質問するなというご意見もあるようでございますので、端的にお尋ねいたしますが、市営住宅の使用料の問題なんですけれど、臨時議会のときに報告事項で訴えの提起がありました。それで事件の概要というのは、24ヵ月の滞納の人、35万円、それから、何人かおらっしゃって、49ヵ月、180万円の滞納がありますと。だから問題提起しますと。訴訟を起こしますよということで、議案があったんです。報告事項でありましたので本会議場でしつこくお尋ねするものなんだなと思いましたが、質問をいたしませんでしたが、この提案がたびたび出てきます。一度考え方を整理された方がよろしいんじゃないかということなんです。いろいろ難しい問題抱えて住宅行政やられてるといのは承知しておりますが、ただ、こんなに滞納が長引くこと自体は、市民はやっぱり納得ができない。法的措置するならきちっと、もう法的措置をやっていくべきだと思うんですよね。いろいろな手続をしながらやってるんでしょうけれど、これを見てもおわかりのとおり、24ヵ月、39ヵ月、25ヵ月、24ヵ月、49ヵ月のばらつきがあるわけです。こういうことは説明ができないから、説明ができるような対応方法を考えていただきたい。これに尽きるんですが、そういう対応を今後できますか、できませんか。このことの答弁だけいただきたいと思います。

○住宅政策課長

ただいま、質問委員が言われますような内容につきまして、住宅政策課として今のところは具体的なものが実質ございません。現在の手続内容といたしまして、訴訟対象者につきましては、飯塚市市営住宅条例第43条第1項第2号の明け渡しの請求要件としまして、3ヵ月以上滞納したときと明記されております。その中で入居契約者本人及び連帯保証人に催告書や最終催告書を行っても連絡がとれない、また支払う意志を見せない等の入居者を対象に契約解除の通知を行い、期日までに納付がされなかった者に対し、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明け渡しの訴え提起をしております。その中で、その中ちょっと長くなりますけど、未納がある住宅契約者に対して、各納期後に督促状を出しております。3ヵ月以内の滞納になりましたら、催告書を通知しております。4ヵ月分以上の滞納となりました場合、最終催告書を発送し、連絡がとれなかったり、納付の約束不履行等があれば、連帯保証人へ通知を行うこととしております。納付の催告書を行っており、それでもなお連絡がとれない場合、また納付の不履行等が続くような場合は、契約解除をおこなう通知を内容証明書郵便にて送付しております。期限までに全額納付がなければ契約解除となり、明け渡し訴訟を行います。明け渡し判決が確定し裁判所に対し強制執行の申し立てを行い、明け渡しを進めております。ただし、強制執行を行うまでの期間に相手からの和解の意思の確認ができれば、和解調停を成立しております。なお、既に和解や調停により分納を行っている方も不履行が続いた場合、強制執行へと進めております。

○道祖委員

言ってるように努力はわかる、認めますと、認めますけれどね。説明ができますかということなんです。これで市民に。市営住宅の募集に対しての入居希望者っていうのはまだまだ多いと思うんです。そういうその希望の多いところで使用料の滞納が長くあるということに

については、やはりそれは矛盾が生じるんじゃないかと思うんです。ですから、きちっと取り組まれ方、丁寧にやられてるのもわかりますけれど、しかし、片や24ヵ月、片や49ヵ月、金額も180万円ですよ。こういうことを見逃されてるんじゃないかということ指摘されたとき、どういう説明責任がとれますかということなんです、指摘されたら。努力してますだけでは済まないということなんです。だから、それはそれなりにきちっとやはり対応の仕方を考えないといけないんじゃないんですかということ言ってる。だから、その辺の考え方を整理すべきだと思います。だから、そういう考え方で何らかの方法をつくることをお願いいたします。それとともに、和解をした後、ここ和解の条件があるわけですけど、和解したからといって滞納はもうしないのかといたら、また一部はそういうことがもう起きてるんじゃないかと思うんですよね。であるなら、和解の条件に従ってきちっと対応すべきだと思いますけど、そういうこともやってこられてると思うんですけど、結局そのときに払わなければ前の滞納分プラスアルファになってきてる部分もあるんじゃないかと思うんですよね。だから、やはり明確に対応の仕方を考えていただきたい。ぜひそれはもうオープンにね。徹底的にやるんだということをしないと、この人たちが所得がないで使用料を払えないなら別の問題なんですよ。収入があって、使用料が払える条件で入居されてて、使用料を払わない。これはやはり周りの人から見たらおかしいんじゃないかということ指摘されて、行政何やってるんだと言われたら、やはり答えに窮するんじゃないでしょうかね。だからやっぱり、3ヵ月っていう、何というんですかね、1年以内にきちっと払わなければ、1年以上も滞納したら、払えないような状態になってくるわけですから、そここのところは逆にきちっと払ってもらうことをする方が入居、その滞納者に対しての親切な対応だと私は思いますけどね。そういう考えでありますので、いろいろご苦労が多いと思いますけど、改めてこの辺の考え方を整理することをお願いいたします。またその結論、結果については、どのようになったか、報告をいただければ報告いただきたいんですけど、していただければまた確認させていただきますので、その点よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、「浸水対策工事に関して」、平山委員の質疑を許します。

○平山委員

庄司川の今年度の県の事業内容についてお尋ねいたします。昨年12月の一般質問でもお尋ねしましたが、県営河川の庄司川については、河川拡張工事は、庄司川橋の架け替え工事があると聞きましたが、今年度どのような工程の中でその工事が進んでいくのか、もし詳細が詳しくわかりましたら教えてください。実はこの土地を売ったという方は、土地を売ったんやけど、なかなか工事が始まらないということをおっしゃったので、もし詳しく説明できるなら詳しく説明お願いいたします。

○土木建設課長

庄司川につきましては、福岡県にて庄司川橋から津島橋までの1440メートルの河川拡幅工事が計画されております。今年度は、最下流部の庄司川橋の架け替え工事に伴う迂回路の整備及び仮橋の設置工事が実施予定されております。また先月末には河川の断面阻害となっております箇所への河道掘削、樹木の伐採等が完了しておりますのでございます。

○平山委員

これからまた庄司川も5年計画とか10年計画の中で、また調整池についてもだし、いろんなまた議論も出てくると思いますので、1年1年計画がわかり次第、早め早めに地元にお知らせくださるようお願いいたします。

次に庄内川について事業内容をお願いいたします。

○土木建設課長

庄内川につきましても、福岡県にて石丸堰から下流約3200メートルの区間の浸水対策重

点地域緊急事業として、今年度から築堤工事、堤防のかさ上げなどを5年間で実施する計画でございます。今年度につきましては、用地の確保及び実施設計の予定となっております。また、再下流部の小竹町側の築堤工事は今年度に完了予定であり、調整池につきましては今年度設計を行う予定となっております。

○平山委員

最下流部の小竹側の堤防工事は、大体昨年度にできるという予定の中で私は聞いておったんですけど、また1年延びておるんですね。ここを早く堤防を築いてもらわんことには、水は流れてきて、そこでもう大水がどっと出てきよるんですね。これをやはり直方か、県土整備事務所ですかね。あそこに早く予算をつけてもらうごと、ちょっと大きな声で言うてください。そして穎田地区も5町内会の自治会の中で、この堤防に、庄内川についての委員会が立ち上がってますので、またそこからもいろんな質問が今後また出てくると思いますので。この工事は今年度には堤防ができましたら、調整池につきましても早急にできるようにひとつ声を大きくして要望をお願いしときます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、都市建設部についての質疑を終結いたします。

次に企業局ですが、質疑通告はありませんでした。

企業局について質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから企業局についての質疑を終結いたします。

以上で全ての質疑を終結します。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

お諮りいたします。「所管事務の調査について」は、調査終了といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「所管事務の調査について」は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りします。案件に記載のとおり、執行部から10件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

○委員長

「オートレース第34期選手候補生について」報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレース第34期選手候補生について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。昨年9月より20名の候補生が養成所に入所し、約9ヵ月間の養成を経まして、6月5日の卒業後、各レース場に新人選手として配属され、順次デビューすることとなっております。なお、怪我によりデビューがおくれる選手が2名おります。飯塚場におきましては、男性5名の選手が配属されることとなっており、6月8日のレースが選手4名のデビュー戦となります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「オートレース場走路改修の延期について」報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレース場走路改修の延期について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。舗装業者が、道路舗装に使用するアスファルト合材の販売で、価格カルテルを結んでいたとして、公正取引委員会が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」いわゆる「独占禁止法」に基づく処分を科すことが見込まれます。下段のフローチャートをお願いします。公正取引委員会の現在の状況は、「意見聴取手続き」の段階とのことであり、排除措置命令や課徴金納付命令の措置が確定しますと、本市においても指名停止の処分を科すこととなります。このため、本年度改修を計画しております飯塚オートレース場の走路改修工事を延期することといたしました。オートレースは全国で5場ございますので、来年度の走路改修に向け各施行者とオートレース開催の日程調整を進めてまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

延期ということですが、いつ走路改修をする予定がいつまで延期というのかわかっているんですか。

○公営競技事業所副所長

今年度の予定につきましては、7月の中旬から9月の上旬で考えておりました。延期しての改修の時期につきましては、来年度の走路改修に向けまして、先ほどの報告と同じになりますが、各施行者とオートレース開催日程の調整を進め、走路改修時期を決定していきたいと考えております。

○道祖委員

あのね、わかるよ。施行者、事業しようから、施行者おるのわかる。だけど、まず指名停止になってるんだったら、指名停止が解除されるのはいつなのかというのがあろう。だから、その解除はいつごろですから、早くもいつごろ、遅くともいつまでと、というような話ならわかるけど、今年度しません。来年度します。そういう答弁ですよ、今あなた。そうじゃなくて、もうちょっと具体的にわかりますかって言っているの。それともう一つ言うと、もう一つ聞きなさい。今あなた方はこの2つのオートレースの実績があるところと言ってから2者言うてるけど、それ以外でできないのかというのが1つ。それと、1年間延ばす走路改修の計画を組んでるのは、何のため走路改修するんだったんかということ。1年延ばすなら延ばしたで、それは何も支障はないのかということ。走路改修するのは改修原因があったんでしょ。

○公営競技事業所長

まず、走路改修の時期につきましては、本年度は先ほど申しましたとおり、7月から9月ということ考えておりました。走路の改修がなぜことしになったのかと言いますと、昨年度、各施行者間で調整をいたしまして、各種改修工事等もございまして、本年度、飯塚場で改修ということでさせていただいておりました。それで、今回延期につきましても、各施行者間において事前に協議をさせていただきまして、こういった指名業者、2者が指名停止となることが確実ということでございますので、走路の延期をさせていただきたいということで調整をさせていただいております。

それと、舗装業者がこの2者でないとかだめかというご指摘ですが、専用の機械等をこの2者しか所有していないということもございまして、選手の生命がかかっております走路でございますので、実績のない業者に発注するのが、選手会等にもなかなか説明がつかないところ

もございまして、一応前回もこの2者において条件付きの一般競争入札ということできせていただいております。

○道祖委員

だから今あなた答弁で、この2者しかだめだというその理由として、選手の生命がかかっているって言ったでしょ。だから走路の改修するんですよ。1年延ばしてそれは走路が荒れるでしょ、また1年間。そのときに問題はないのかということなんですよ。走路改修するのは、走路が荒れてるから走路改修するんでしょう。それは選手の生命がかかっているからでしょう。あなたの言うように。それを順次計画しながらやってたけれど、こういう形になった、1年間走路改修せんでも、選手の生命は問題ないということですね。

○副市長

先ほど担当部署のほうで答弁しておりますけど、選手会とも十分協議しながら、指名停止につきましては公取委のほうに問い合わせしておりますけど、6月中に指名停止が出るんじゃないかなということ、まだどのくらいの期間なのかわかりません。だから指名停止が終わったあとすぐ走路改修に入るということもまだわかりませんので、来年度になれば、当然来年度、5事業者の中で走路改修を予定してるところもありますので、そこでの調整とかいろいろ出てきますので、今の時点でどこからどの時点で走路改修をするということにははっきり言えません。それと先ほどの2者につきましては、全国5場ありますけど、5場がこの2者で、3場と2場に分かれてやっております。今のところは、それでよその6者につきましては、オートレースの走路改修の経験がございませんので、当然2者の中の指名でやって、どちらが取るかは当然向こうの業者のほうですけど、そういうことでやっておりますので、担当部署のほうで、十分5施行者と協議しながら、今後の日程についても十分詰めてまいりますので、そこのところ十分ご理解の上、よろしくお願いいたします。

○道祖委員

選手の生命がかかっているという答弁でありますので、私もそう思うわけですよ。であるならば、副市長がおっしゃるように選手会ときちっとあり方について協議して取り組むとか何とかいう答弁があるならば理解しますが、そういう具体的な答弁がないからどうしてもどうなっているんだということを再々質問していかなくちゃいけなくなった、そこんところやっぱり明確に教えてくださいよ。お願いします。だから選手会とよく話し合って、選手の生命を守るためにどうするのか、よくよく話し合って取り組んでいていただきたいと思います。

○平山委員

この走路改修が延びたことにおいてですね。本場の日程が狂うことはないんですかね。そこを今、レースのファンは心配しておるんですよ。本場開催はなくなるんじゃないやろうかと思って。その答弁をお願いします。

○公営競技事業所長

本年度の開催日程につきましては、既に1年間もう組まれておりますので、本年度につきまして日程が変わること等はございません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「米国サニーベール市の来飯について」、報告を求めます。

○国際政策課長

「米国サニーベール市の来飯について」ご報告をさせていただきます。

本市は平成28年より、アメリカサニーベール市と姉妹都市協定を締結しており、毎年相互に中高生が訪問し、ホームステイや学校訪問などを通して国際交流を行っております。本年度

は6月14日から20日までの、7日間においてサニーベール市の中高生20名と随員5名が来飯し、ホームステイを行います。6月14日に庄内中学校におきまして、歓迎レセプションを開催した後、それぞれホストファミリーと日本の生活を体験しながら、4校の中学校や高校で学校生活や、市内観光施設をめぐる半日バスツアーを、行う予定といたしております。ホストファミリーや学校の子どもたちなど多くの市民の皆さんと交流を行い、本市の国際化と多文化共生を推進してまいります。以上簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アジア経済交流推進事業(タイ・ベトナム)について」、報告を求めます。

○国際政策課長

「アジア経済交流推進事業(タイ・ベトナム)について」ご報告をさせていただきます。

アジア経済交流推進事業につきましては、本年3月に策定いたしました国際都市飯塚推進計画に掲げております労働力不足の解消や、地域経済、産業の活性化の促進を図るため、アジア圏との経済交流を進めることといたしております。特に労働力としての外国人の受け入れ拡大につきましては、本年4月に改正入管法が施行され、市内企業にとっても重要課題として取り組んでいく必要があることから、現地の送り出し機関などとの意見交換や、教育訓練などの現地視察を行うため、4月9日から15日にかけて、タイのバンコク並びにベトナムのハノイを訪問してまいりました。今後、このたびの現地視察で得たものを生かし、地域経済の活性化へとつなげるための具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。また、今回の現地視察につきましては、帰国報告会を開催する予定といたしております。詳細につきましては、改めて周知させていただきたいと考えております。以上簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

協議内容を見た限り、農業に関するものは何もないんですけど、農業も今人手不足ということで、外国からの受け入れがあつてと思うんですね。これからも多くなると思うんですよ。その点の協議はなされてない。

○国際政策課長

農業の拡大についての具体的な意見交換は、今回はしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市所有『鉱業権(山倉・綱分地区)』の取り扱いについて」報告を求めます。

○商工観光課長

市所有「鉱業権(山倉・綱分地区)」の取り扱いについて報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。昭和37年6月に旧庄内町議会において、「炭鉱鉱業の不況により鉱物の開発を行い、もって町政振興を図らんとするため」という理由により、鉱業権取得の議決を受け、昭和38年に山倉、綱分地区にまたがる2鉱区について、国の許可を得て石灰石採掘権を取得しました。2鉱区の概要につきましては資料中段にお示しとおり、登録番号2472号が10万9400平方メートル、登録番号2473号が3万7300平方メートルとなっており、それぞれ、市有地及び個人地等にまたがり設定されております。



資料2ページをお願いいたします。取得当初は町による採掘事業を展開する予定としておりましたが、その後、採掘事業は行われず、昭和48年8月までは資金難のため、平成24年8月までは景気変動による生産コストの高騰により採算がとれる状況にない等の理由により、事業着手の延長許可を継続してまいりました。当時は、事業着手の延長許可においても緩やかでございましたが、平成24年1月の改正鉱業法により、認可基準の厳格化、事業未着手鉱区に対する法運用の厳格化により、延長許可も困難となりました。このままでは、飯塚市における鉱業権の所有は困難であることから、平成24年9月24日の飯塚市議会経済建設委員会において報告を行いました。経済的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、鉱害等諸問題を解決し、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば鉱業権の移転を認めるという理由により、国の延長許可を受け、その後3回の延長継続の承認を受けているところでございます。しかしながら、飯塚市においては、技術的能力等において適切な主体であるとは言い難く、今後、現在の理由による国の事業延長許可が困難となることも予想されます。あわせて、今後、事業延長許可が認められなくなり、鉱業権の取り消しがなされたなどの場合は、その鉱業権の取得を巡り、様々な事業者が競い合い、地域住民の意思とは異なった考えの事業者が取得することも想定されます。このことから、譲渡先となる優良かつ地域住民の不安等を解決しうる採掘事業者の早急な選考及び地域住民の理解促進を進め、鉱業権及びそれに付随する土地について、有償譲渡する方向で考えております。また、本年5月10日付けで、当該鉱業権の乙地区において、隣接する採掘事業者であります関の山鉱山株式会社から、鉱業権及び付随する市有地についての払下げ要望がっております。なお、補足となりますが、資料3ページにつきましては鉱業権の位置図でございまして、緑色のみで囲みしましたエリアが甲地区、また、緑色で囲みオレンジ色で塗りつぶしたエリアが乙地区、今回払下げの要望がっております地区でございます。また、資料4ページ目は参考としまして、改正鉱業法の概要を添付しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道管理上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

幸袋地区で発生しました車両損傷事故についてご報告いたします。

資料をお願いします。本件事故につきましては、平成31年4月9日午前8時30分頃、幸袋地内において、市道宝田・天神線を通過する車両がアスファルト片をはね上げ、相手方敷地内に駐車中の車両ボンネットを損傷させたものです。本件事故の過失割合につきましては、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と示談交渉を行うこととなっております。道路の点検補修につきましては、広報等で情報提供の依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」報告を求めます。

○穂波支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。

資料をお願いします。本件事故は、令和元年5月15日水曜日午後2時半頃、弁分地内にお

きまして、穂波支所経済建設課作業班が弁分・労災病院線の市道敷きで除草作業中に刈払機で小石をはね、市道を走行中の相手方車両の左側助手席のドアガラスを破損させたものです。除草作業は刈払機担当と飛散防止板担当の二人一組で行いましたが予想外の方向に小石が飛び散り事故となりました。相手方に人身損傷はありませんでした。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博委員

これはもう、私この委員会で3回目ぐらいじゃないかと思いますが、今回は2人組で石をはねたと。前回、前々回もそうですけども、対策をきっちりとして事故がないようにということです。今回、2人組でも予測をしないような石の飛び方をしたっていうのは当然のことだと思いますけど、どんな対策をされたか、あと1回聞かせてください。

○穂波支所経済建設課長

作業班には、本市の除草作業マニュアルを熟知させ、除草作業をさせておりますが、このような事故を起こしたということに、まことに申しわけなく思っております。

○田中博委員

マニュアルがあるということですね。マニュアル出せます、後で結構です。5月ですので、現場に行かれる方というのは、臨時職員の方、あと任期付きかわかりませんが、どういった方が行かれてるんですかね。

○穂波支所経済建設課長

穂波支所の場合、職員3名、再任用1名、臨時職員2名でございます。

○田中博委員

過去に起こった事例で研修なりをされて4月から新しく配置されて5月で事故が起きたと。じゃあ、いつの段階でそういったことをマニュアルをもって、そういった指導なりをされてるんですかね。結局言いたいのはきちっと対策を打って現場の方がどんだけ理解してやってるかっていうところを知りたいんで、前回言いましたけど、小石はどうやっても、いろんな形ではねると思いますんで、それに対応した道具もあるんじゃないかということも、前回指摘させてもらいました。そういったことも含めてこういう事故になったのか、そのところ、改めてお伺いします。

○穂波支所経済建設課長

4月の時点で作業員のほうには本市マニュアルを作業マニュアルを熟知させて作業をするようにということで指導してございましたけれども、2人1組での作業、となっておりますので、小石が予想外のところに飛び散っての事故ということで、本当に申しわけなく思っております。

○田中博委員

2人組だからとか3人組だったら、防げるのか。何が原因なのかっていうのがよく理解できないんで、道具の問題なのか、基本的には車が通らない人が通らないときに草刈りすれば当たらないということでしょう。通るときにするから当たるんであって、今考えられるのは車が通るときにはやらないと。ただそうすると作業の効率が悪くなるんで、なかなか難しいと思いますけど、何か方法考えないとまた同じようなことで、石が飛んで当たりましたという報告をされるようになりますんで、もうそろそろちゃんと考えるべき措置をしないといけないと思いますけど、どうでしょう。

○都市建設部長

今担当課長のほうが申しましたように、4月に草刈り機の作業マニュアル、こちらについては作業の仕方と、それと今どういうふうな事故が起こってるかということで事故要因をまとめたマニュアルを作成し、4月に職員のほうに周知をしております。基本的には2人1組で草刈

り機が1名、飛散防止の板なんかを持ってする作業ということしておりますけど、車が通らないときに、草刈り機の作業を通常するんですけど、交通状況を鑑みて、交通量が多いところについては、作業ペースが遅くなるかもしれませんが、今後3人体制ですとか、そういうふうな部分を考えながら、今後の事故の対策の、事故の防止に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における人身事故について」報告を求めます。

○庄内支所経済建設課長

庄内地区で発生した市道上における人身事故について報告いたします。

資料をお願いいたします。本件事故については、平成31年4月2日火曜日午後4時20分ごろ庄内地区赤坂地内市道合ヶ坂3号線において、相手方の男性が日課の散歩中に通行車両を避けるため道路の端によって歩行していたところ、舗装面と路肩の段差に足を取られて転倒し、左足大腿骨を骨折されております。本事故の過失割合については、保険会社と現在協議中であります。その結果をもって相手方と示談交渉を行うこととしております。今回の事故現場については、速やかに補修を行い、また、道路の点検補修については、広報等で情報提供の依頼や掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行いながら、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後さらに気をつけて管理を行っていきたいと思っております。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『第二次行財政改革後期実施計画』の策定について」報告を求めます。

○総合政策課長

第二次行財政改革後期実施計画の策定について報告をいたします。

平成26年度から10年間、令和6年3月までを期間として取り組んでおります飯塚市第二次行財政改革大綱に基づいて、その具体的な取り組み事項を定める本年度から5年間を計画期間としました後期実施計画を策定して、取り組みを始めておりますので、その概要について説明いたします。この後期実施計画につきましては職員や課単位での提案や事務事業評価による事務改善策などをもとに、ヒアリング、所管部署との協議・調整を行い作成いたしております。

資料の1をご覧くださいと思います。本資料は別に提出しております第二次行財政改革後期実施計画の概要であります。

「1 策定の趣旨」では、大綱に掲げる目標達成のために、4つの基本方針を推進項目として取り組むこととしております。

「2 実施期間」では、後期計画の実施期間を本年度からの5年間とすることとしております。

「3 目標」につきましては、大綱に示される目標と同様に、1、2023年度時点で財政調整基金の積立残高を標準財政規模の約20%にあたる64億円以上とすること。2、地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政特例債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は60億円以内で推移させること。3、2023年度時点で単年度収支を黒字化することの3点を目標とすることといたしております。

「4 推進体制と進行管理」におきましては、庁議において、全庁的に推進するとともに進

行管理を行い、実施状況につきましては広く公表することといたしております。次のページで  
ございます。

「5 実施計画」はこの表に概要を示しておりますように4つの推進項目を大分類として、  
それぞれに2つから5つの中分類を設け、さらに中分類のもとに、合わせて54の実施項目を  
設定し後期実施計画といたしております。中項目における目標並びに実施項目の内容につきま  
しては、別に提出をいたしております実施計画書に示しておりますので説明については省略を  
させていただきます。

表に戻りまして、表の右側に効果額を集計いたしております。大綱にも示されておりますよ  
うに財政的な削減効果ばかりを目指すものではなく、行財政の仕組みを含めた改革実施計画で  
ありますので、財政効果が表れないものや、その算出が難しいもの、また、財政効果を目指す  
ものの現時点においてはその算出が困難なものにつきましては効果額を0として表してありま  
す。なお、大綱に従いまして実施計画を具体的かつ計画的に進めるため、前期計画と同様に各  
中分類の年度ごとの評価、進捗状況、効果目標額を示してPDCAサイクルに基づいた進行管  
理を行います。以上、簡単でございますが、第二次行財政改革後期実施計画についての説明を  
終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、実施計画中の個別の実施項目に関する質  
疑については、当委員会の所管に関するものに留めていただきますようお願いいたします。質疑は  
ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市普通会計財政見通しについて」報告を求めます。

#### ○財政課長

平成29年度に公表しました財政見通しについて、平成30年度に行財政改革後期実施計画  
の策定のための基礎資料として改正しましたので、その報告をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。財政見通しは、一般会計と3つの特別会計を合わせた普  
通会計ベースで作成しております。

基準年度は、平成30年度決算見込額に作成時点で判明している増減要素、特殊要素を加味  
して設定いたしております。また、交流センター整備事業、体育施設建設事業、浸水対策事業、  
文化会館整備事業、浸水対策事業、筑豊ハイツ施設整備事業などの大型事業は、特別事業分と  
して推計し、それ以外のモノを通常分として分けて推計しています。

2ページをお願いいたします。財政見通し推計条件の主な項目について、ご説明いたします。

まず、歳入ですが市税につきましては、2020年度までは好調な景気が続くものとして基  
準額と同額で推移し、それ以降は基準額に人口の平均伸び率を勘案した人口推移をふまえて推  
計いたしております。

地方交付税の普通交付税は標準的な行政活動に必要な経費について標準的な収入では不足す  
る額を国税の再配分により補てんされる交付金のことでございますが、その算定項目のうち、  
市税増減見込による影響額、国勢調査人口推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減に  
よる影響額、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計等への繰出金の増減による影響額、地  
方債の償還見込額に対する影響額、合併団体への特例措置である合併算定替え終了などによる  
影響額を基準額に加減し、また、普通交付税の振替分である地方債の臨時財政対策債は基準額  
同額で推移するものとして推計いたしました。

その他の欄の国庫・県支出金につきましては、扶助費分は基準額に歳出の伸び率を乗じた額  
で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績をふまえて推計いたしております。また、  
特別事業分は、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定しています。

地方債は、国が規定した事業を実施する際にその財源として一定の額を借入することができる制度の借入金のごとでございますが、特別事業分は、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定し、それ以外につきましては過去の実績を踏まえて推計し同額で推移するものとしております。

その他の欄に含まれるふるさと応援寄附金は2019年度当初予算同額で推移するものとしております。

次に歳出でございますが、義務的経費の人件費は、市議会議員や職員等に関する人件費のごとでございますが、このうち職員に関する人件費は、平成29年度公表分と同様に普通会計職員数772人を基準として、退職者と同数の補充が翌年度にあるものとして推計いたしております。

扶助費は、高齢者や障がい者福祉にかかる給付費や生活保護費等のごとでございますが、これは基準額に平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。

公債費は、地方債といわれる借金の元金と利子の償還金、返済金のごとでございますが、平成29年度までの地方債借入分の償還額に、平成30年度以降の地方債借入見込分の償還見込額を加算し、推計いたしております。

その他の欄の補助費等は企業会計や一部事務組合、各種団体への補助金や負担金等のごとでございますが、その算定の基礎が普通交付税での算定額としているものは、その算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものは、その増減額を反映した推計をいたしております。なお、平成31年4月1日新設のふくおか県央環境広域施設組合分につきましては、2019年度当初予算の額を基準額として、公債費の増減額を反映し、推計いたしております。

次に、繰出金は特別会計の財源として一般会計が負担する経費でございますが、特別会計に係る公債費の増減額、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計につきましては、給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしております。また、施設の移転を実施いたします地方卸売市場特別会計につきましては、繰出金の算定基準である繰出基準に基づき、移転に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰出するものとして推計いたしております。

その他に含まれる物件費は、行政活動を行う上で生じる手数料や委託料、光熱水費などの事務的な経費でございますが、そのうちふるさと応援寄附金にかかる経費を歳入の額に応じて推計し、環境施設の管理運営経費につきましては、直営から一部事務組合に移行することにあわせ、物件費から補助費等に組み替えをいたして推計いたしております。

投資的経費の欄の普通建設事業は、道路橋りょうや施設の整備や保全のための経費のごとでございますが、通常分は平成27年度から平成29年度決算額の平均額程度で推移するものとしております。また、特別事業分につきましては、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定いたしております。また平成29年度公表分では通常分に区分してございました企業会計への出資金、電算システムリプレイス及びパソコン更新にかかる経費は特別事業に組替しまして、その他の施設整備事業等の項目に計上しております。

なお、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入におけるふるさと応援寄附金を除く一般寄附金及び改正後の制度が不明確な消費税税率改正の影響は、平成29年度公表分と同様に推計条件から除外しております。

3ページをお願いいたします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、2019年度決算見込から2028年度までの10年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。

①通常分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたAの欄から、先ほど報告のあった行財政改革の効果見込額を算入したBの欄では、2020年度までは黒字となる見込みで、2021年度以降は財源不足が生じると推計しております。

②特別事業分につきましては、歳出は各事業費及びその財源として借り入れした地方債の公債費を、歳入は特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。その結果、この特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたCの欄では、毎年度財源不足が発生しますが、2020年度及び2021年度が17億円ほどの財源不足、電算システムリプレイス、パソコン更新の実施予定年度であります2025年度が14億円の財源不足となり、それ以外の年度は6億5000万円程度の財源不足が発生すると推計しております。

4ページをお願いいたします。③に全体分として、①通常分と②特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引いたB+Cの欄に記載のとおり、毎年度、財源不足が生じるものと推計いたしております。

その財源不足を補うために、財源調整の欄に記載の財政調整基金と減債基金を取り崩すこととなり、その結果、財政調整基金・減債基金年度末残高の欄に記載のとおり、平成30年度末残高見込額162億5千万円が、2019年度から2028年度までの10年間で93億2千万円を取り崩し、69億3千万円まで減少するものと推計いたしております。

平成29年度に公表しました財政見通しの最終年度である2027年度で財政調整基金・減債基金年度末残高の比較をしますと、今回が76億8千万円、平成29年度公表分の財政見通しが19億1千万円で57億7千万円の改善のようになりますが、この主な要因は、ふるさと応援寄附金を16億8千万円と設定し、単年度で約4億円、9年間で約36億円の実収入の増、市税が9年間で29.9億円の増、それに伴いまして、普通交付税が9年間分17.2億円の減、特別事業分の収支が計上事業費の精査等により、9年間で11.2億円の改善を見込んだことによるものでございます。

その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2021年度の785億4千万円をピークに減少するものと推計しております。

参考1は、普通交付税、地方債、公債費の通常分と特別事業分を合計した全体額の推計を記載いたしております。

先程、報告のあった行財政改革の目標値と比較いたしますと、1つ目の目標値でございました2023年度時点で、財政調整基金・減債基金の残高を64億円以上という目標に関しましては、財政見通しの2023年度末時点の見込みは112.1億円でございますので達成。2つ目で、臨時財政対策債、災害復旧事業債を除く公債費を60億円以内で推移という目標に関しましては、財政見通しでは2023年度の56.2億円がピークと見込んでいますので達成。3つ目、2023年度時点で単年度収支を黒字化という目標に関しましては、財政見通しの2023年度時点での収支は8.3億円の赤字ですので、未達成の見込みとなっております。

3つめの2023年度の単年度収支の黒字化に関しましては未達成ではございますけれども、今後、予算編成や予算執行段階での見直し、随時、行財政改革に取り組むことで、黒字化を目指してまいります。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

今回の見通しは前回に比べて明るいものになっておりますけれども、しかし端的に言えば、毎年度の全体分で見ると、単年度は収支は赤字、というふうに捉えてるんでしょ。赤字ですよ。今さっき言うておりましたけど、23年度で単年度収支を黒字にするという目標については、赤字だけど、行革かなんかいろいろ頑張って黒字にするんだということを今、課長述べられたんですよ。

それと、前回のやつから見ますと、まず浸水対策の部分が減ってきてるんですよ。毎年6億円ということで計上してございましたけど、今回は、浸水対策を見込んでない、もしくは

6億円以下になっておる。単純に計算してみたら、20億円ぐらいそこは浮いてきてると、プラスに動いてますよね。単純に言えばね。見比べると。だから、よく見えるんですよ。それともう1つ言うと、こういう説明がありましたね。投資的経費のところ通常分で2015年から2017年の平均額を基準額として同額を計上しておるということでありましたけれども、いつも思うことがあるんですけど、道路インフラ整備ですよ。それが平均額でいけるのかどうかなんですよ。道路の舗装がすごく傷んできてるのはもう前々から言ってるんです。その費用をふやすべきだということをお願いしてるけれどもなかなかふえないんですよ。違いますか。ふえてきてないですよ。都市建設のほう。担当のほうに聞けばわかると思いますけど。それと、あなた方、メイン道路、要は車のよく走るところは、県道にしろ、国道にしろ、市道にしろ、オーバーレイかけてきれいになってくるわけなんですけどね。各地の住宅、住宅地の中の道路っていうのは意外と傷んでるんですよ。高雄団地にしろ、愛宕にしろ、市の間にしろ、緑が丘にしてもそうだと思いますけどね。できて40年以上50年から建ってるところもあると思うんですよ。そういうところの歩道は、傷んでると私は思いますけど、あなた方財政はどう見てるか知らないけど、後で担当のほう、それ確認したいと思いますけどね。住宅地の中の道路は傷んでる。それと、今言った高雄とか愛宕とか緑が丘にしろ、30年前40年前50年前にできた団地というのは高齢者が多いんです。高齢者が多くて舗装が傷んでるからひっかかると言うんです。わかります。外に出て歩こうとしたら傷んでる。だから転ぶって言うんですよ。そういう現実があるんです。そういうところの投資、それは市道ですよ。団地の中。そういうのが計画的に組まれてるかどうか、舗装のオーバーレイが。再舗装が。そういうのを見てるのかということですよ。だから、こういうところ細かく見てたら、投資的経費っていうのは、まだ上がってくるんじゃないかと思うんですよ。ですから、何を言いたいかという最後の説明があったように、前は19億円ぐらい、2027年だったっけ、19億円ぐらいだったのは改善されて、見た目はよくなりますよと六十何億円だからよくなりますよっていうことですけども、現実的にはそういうところに見て整備をしていけば、財政調整基金というのはそんなに残らないんじゃないかと。私は思うんですよ。だから、思ったよりも、ことしは何かよくなってるように、財政見通しがよくなっておると思うけれど現実にはそうじゃないんじゃないかと、まじめにきちっとそういうことで捉えて、市民の声を聞いてインフラ整備をやっていったときには、これ以上のお金はかかるんじゃないかと心配してますけど、その点については考慮されてるのかどうか。まず私が言った団地内の道路の現状はどうあるか把握してるかまず確認して、そして、そういうやつが財政ではどういうふうに反映されてこういう計画になったのか、ご説明いただきたいと思います。

#### ○土木管理課長

今、道路の補修につきましては、社会資本交付金事業などで国の補助金を使いまして、メインの道路は計画的にやっているとございますが、団地内の道路まではちょっと、計画の中には入っておりません。それともうその団地内で特に悪いところで、電話等あれば、早急の一部ではございますが直すような形ではやっております。

#### ○道祖委員

あのね、それはわかってるよ。穴が開きましたと。亀の甲羅形になって剥げていってます。だからそこは、仮に補修してるわけですよ。だけど、全体的にはやってないでしょう。それはやらなくていいんですか。壊れたところだけやるのが、それは妥当だと思いますか。だから、一部補修するからでこぼこになっちゃうんですよ。だからそこに買い物に行こうと思ったお年寄りの方がつまずくとかいう話を聞くわけですよ。団地の中ですよ。だからそれはどうするんですかという話ですよ。そういうことは考えてませんということですよ、今の答弁。それは考えなくちゃいけない時期に来ましたよっていうこと言ってるんです。そういうことを考慮しながら、財政はそういう声を聞きながら財政を組み立てましたか。投資的経費を組んだんですか

ということをお尋ねしているんです。それを組んでないとするならば、今回の、その費用は、投資的経費はまだ上に上がるんじゃないか。ということは、また単年度収支も赤字になっていくし、財調のほうも減っていくのではないかということ言ってるんです。そこまで目配り、気配りをしてるかどうかということ聞いているんです。

○財政課長

今回の財政見通しにつきましては、担当課のほうから先ほど答弁がありましたけれども、傷める状況としては把握はしておりますけれども、財政見通し自体につきましては、現状のままいくと、というような視点で作成いたしておりますので、具体的に金額を増額するといったような対応はできておりません。

○道祖委員

じゃあ確認いたします。そういうことですよ。そういうことは、今回の財政見通しは、昨年度、平成29年度というか、30年1月に出された資料よりも見通しが明るいけれども、現実的には厳しいものがあると。こういうことですよ。それを再確認しておきます。そうですね。

○財政課長

質問委員が言われますとおり、明確な部分につきましては、今回の財政見通しには加算をしていないというような状況がございますので、これ以外にまだ新しく事業費が追加されるようなことが今後発生するということは十分考えられると思います。ですので、このまま行くとは思えないので、改善したようには見えてはおりますけれども、厳しい状況がなお続いていると考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。